つがる市の住宅用火災警報器設置率（じゅうたくようかさいけいほうき）

青森県内最下位!!

全ての住宅に、住宅用火災警報器を設置することが消防法で義務付けられています。新築住宅については平成18年６月１日から、既存住宅も青森県では平成20年６月１日から義務付けられました。

しかし、令和４年６月１日時点で、県内全11消防本部のうち、つがる市消防本部管内の設置率は53％で県内最低となっています。（青森県全体の設置率は80％）

住宅火災から大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう！設置済みの場合も、住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年といわれていますので、定期的な作動確認を行いましょう。

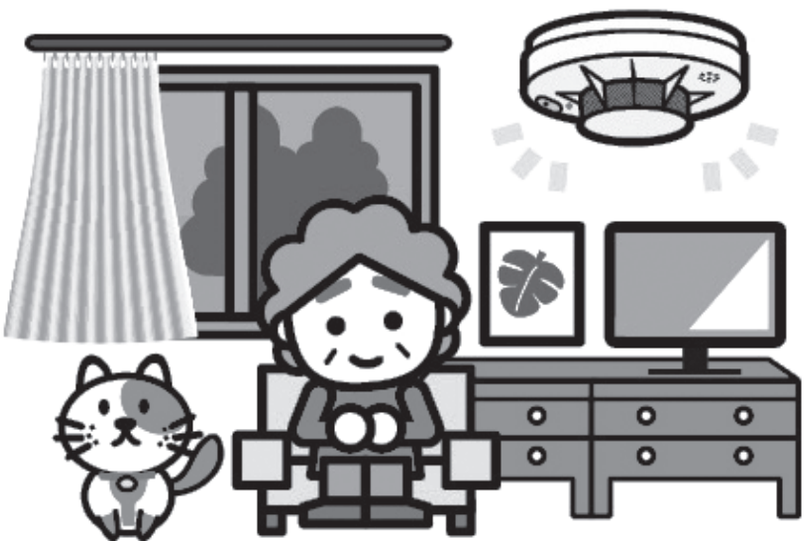

「まさか！」の火事。住宅用火災警報器で助かる命があります。

火事は決して他人事ではなく、どこの家庭にでも起こりうることです。

万が一の時でも、火災警報器があればいちはやく火災を知らせてくれます。

住宅火災１００件当たりの死者数

（平成30年～令和３年）

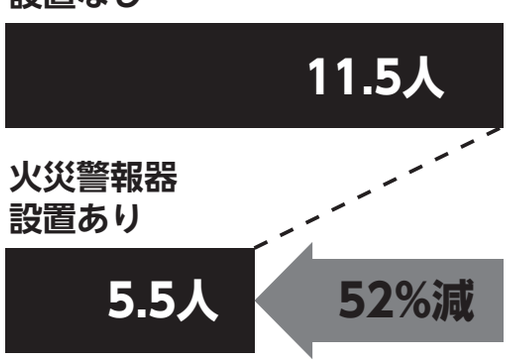

消防庁資料より

Q　設置しなかった場合の罰則はあるの？

A　条例では、住宅用火災警報器を設置しなかった場合の罰則は特に定められていません。家族や自分自身の命を守るため、地域の安心・安全を守るため、一日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器はどこにつけるの？

住宅用火災警報器は、住宅の以下の場所に設置します。

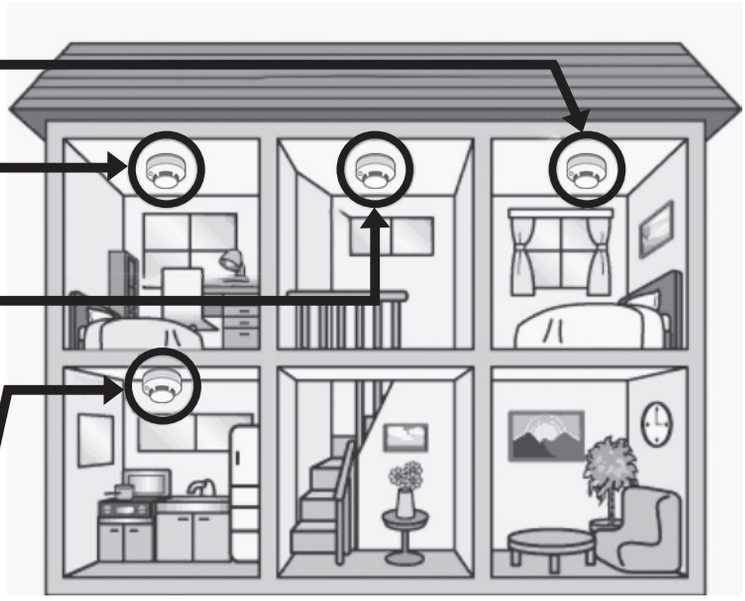

1.寝室（就寝室）

日常的に寝るために使用している部屋（※主寝室のほか、子供部屋なども含まれます。）

2.階段

寝室（就寝室）のある階の、階段の踊り場の天井または壁に設置します。ただし、避難階（1階等容易に避難できる階）は除きます。

3.台所

台所や居間などは、義務設置場所ではありませんが、設置すると安心です。

※なお、いずれの場所も、自動火災報知設備およびスプリンクラー設備が既に設置されている場合には、住宅用火災警報器の設置は必要ありません。

4.廊下

1つの階に7平方メートル（4畳半）以上の居室が5以上ある階に設置します。

値段はどのくらい？

電池の種類や警報音の種類により値段も異なりますが、目安として1個3千円～4千円前後です。

消防からのお知らせ

- 悪質な訪問販売に注意しましょう！
- 消防職員や消防団員が個人のお宅を訪問し、住宅用火災警報器のあっせんや販売をすることはありません。
- 消防署や市役所が特定の業者にあっせんや販売を依頼することはありません。

住宅用火災警報器を無料配布します

消防本部では、青森県消防設備保守協会からご寄贈いただいた住宅用火災警報器を、下記対象世帯に無償で配布します。数に限りがあるため、なくなり次第終了します。

▼**対象世帯**：高齢者（65歳以上）が居住する住宅用火災警報器未設置世帯（アパートや借家など賃貸世帯は対象外。1世帯につき1個まで）

▼**申込期間**：3月9日(木)から3月31日(金)まで、平日8時30分～17時

▼**申し込み**：消防本部予防課に電話（☎42-7744）で①氏名②住所③連絡先④世帯構成⑤受け取り希望日時⑥受取人をお伝えください。

▼**受取場所**：消防本部（受け取る際は、本人確認ができる身分証をご持参ください）

※受取時に、火災警報器の取り扱いを説明します。取り付けが困難な場合は、消防職員が直接お宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

消防本部ホームページにも住宅用火災警報器の無料配布について掲載しています。

【問い合わせ先】消防本部予防課　電話42-7744